

[平 16. 4. 27]
[総 11 - 4]

資 料

目

次

・ 平成16年度の税制改革に関する答申（抄）－金融・証券税制－	1
・ 金融小委員会 開催状況	2
・ 主な個人向け金融商品に対する課税方式〔概要〕	3
・ 日本の所得税計算の仕組み（イメージ）	4
・ 資産減失について	5
・ 金融資産性所得課税の一体化における税務執行の流れのイメージ	6
・ 主要国における納税者番号制度の概要	7
・ 主な金融商品に係る損益について	8
・ アメリカの個人所得税（連邦税）計算の仕組み（イメージ）	9
・ イギリスの個人所得税及びキャピタル・ゲイン税計算の仕組み（イメージ）	10
・ ドイツの個人所得税計算の仕組み（イメージ）	11
・ フランスの個人所得税計算の仕組み（イメージ）	12
・ スウェーデンの個人所得課税計算の仕組み（イメージ）	13

平成 16 年度の税制改正に関する答申（抄）

〔平成 15 年 12 月〕
〔政府税制調査会〕

二 個別税目の改正

1. 個人所得課税

（5）金融・証券税制

平成 15 年度税制改正においては、「貯蓄から投資へ」という政策要請を受け、上場株式等の配当及び譲渡益、公募株式投資信託の収益分配金に対する税率が 5 年間 10% に軽減された。また、投資家利便の向上のため、申告不要制度が導入された。当面、平成 16 年度においては、これらの措置の円滑な実施を図る必要がある。

将来の金融・証券税制のあり方については、金融商品間の中立性を確保し、簡素かつ安定的な税制を構築するため、金融資産性所得に対する課税をできる限り一体化する方向を目指すべきである。そのためには、金融資産性所得の範囲や税率、損益通算など多岐にわたる課題について理論的・実務的検討が必要である。納税者の利便と適正な執行への配慮も欠かせない。納税者番号制度など納税環境の整備を進めていくことが重要である。今後、かかる諸課題について、金融小委員会において検討を進めていく。

金融小委員会 開催状況

〔第1回会合（平成15年10月31日）〕

- 今後の審議の進め方等
 - ・ 事務局説明
 - ・ 自由討議
- 米国の金融・証券税制改正と経済効果について
 - ・ 杉浦哲郎氏からのプレゼンテーション
 - ・ 自由討議
- 個人から見た金融商品について
 - ・ 藤沢久美氏からのプレゼンテーション
 - ・ 自由討議

〔第2回会合（平成15年11月7日）〕

- 事務局説明
 - ・ 金融・証券税制の現状等について
- 今後の金融・証券税制のあり方について
 - ・ 自由討議

〔第3回会合（平成16年1月23日）〕

- 平成16年度税制改正の概要について
 - ・ 事務局説明
 - ・ 自由討議
- 北欧諸国等の税制について
 - ・ 事務局説明
- 今後の審議の進め方等
 - ・ 自由討議

〔第4回会合（平成16年2月13日）〕

- 損益通算の基本的考え方等について
 - ・ 事務局説明
 - ・ 自由討議

〔第5回会合（平成16年3月5日）〕

- 損益通算について
 - ・ 事務局説明
 - ・ 自由討議

〔第6回会合（平成16年4月2日）〕

- 納税環境整備について
 - ・ 事務局説明
 - ・ 自由討議

〔第7回会合（平成16年4月20日）〕

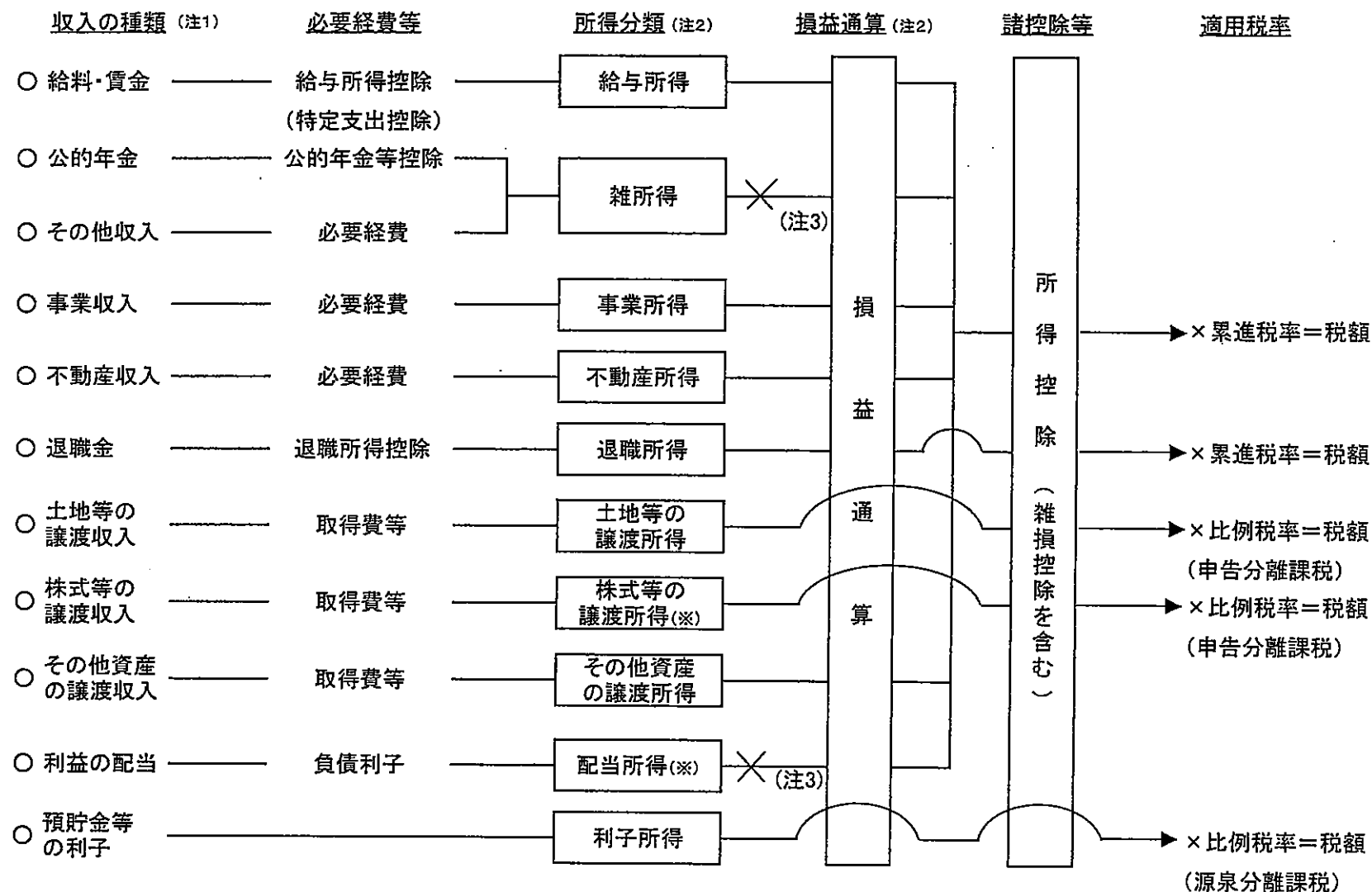
- 資産減失等について
 - ・ 事務局説明
 - ・ 自由討議
- 金融資産性所得課税の一体化について
 - ・ 水野忠恒委員からのプレゼンテーション
 - ・ 自由討議

主な個人向け金融商品に対する課税方式[概要]

	所得の種類	課税方式		源泉徴収(税率)
大口以外の上場株式の配当 公募株式投資信託の収益分配金	配当所得	総合課税	(申告不要)	20(10)%
大口の上場株式の配当 非上場株式の配当			(国税のみ少額配当申告不要)	20%(国税のみ)
上場株式の譲渡益 公募株式投資信託の譲渡益	株式譲渡所得	申告分離課税	申告不要選択可(特定口座)	特定口座:20(10)%
非上場株式の譲渡益			—	—
預貯金の利子 公社債の利子 公社債投資信託の収益分配金	利子所得	源泉分離課税		20%
割引債の償還差益	雑所得	源泉分離課税		18%
公社債の譲渡益 公社債投資信託の譲渡益	非課税			

日本の所得税計算の仕組み(イメージ)

未定稿



(注1) 主な収入を掲げており、この他に「山林所得」、「一時所得」、「先物取引に係る雑所得等」などがある。また、各種所得の課税方法についても、上記の課税方法のほか、源泉分離課税や申告分離課税等が適用される場合がある。

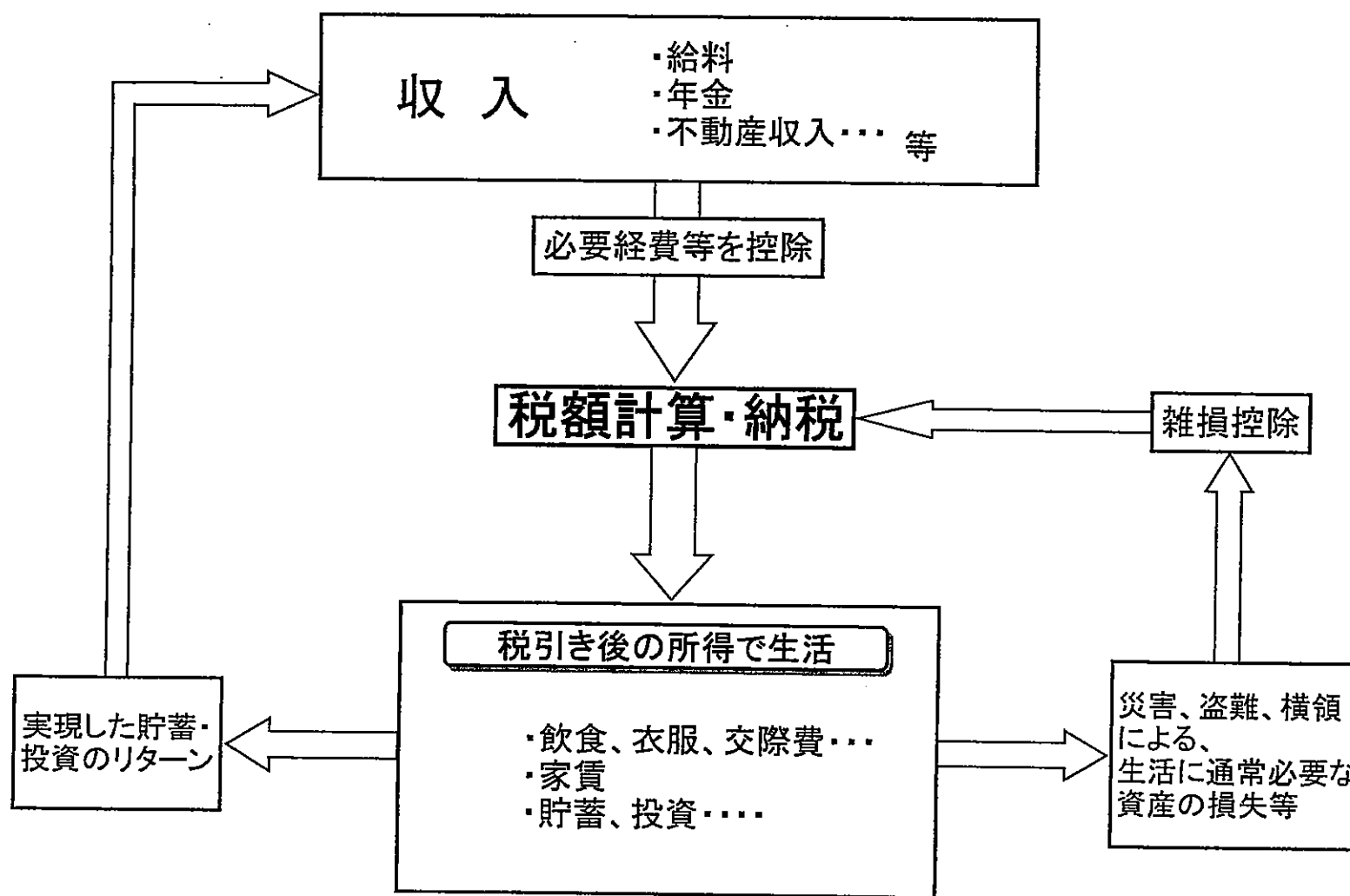
(注2) 各種所得の金額及び課税所得の金額の計算上、一定の特別控除額等が適用される場合がある。

(注3) これらの所得に係る損失額は他の所得金額と通算することができない。

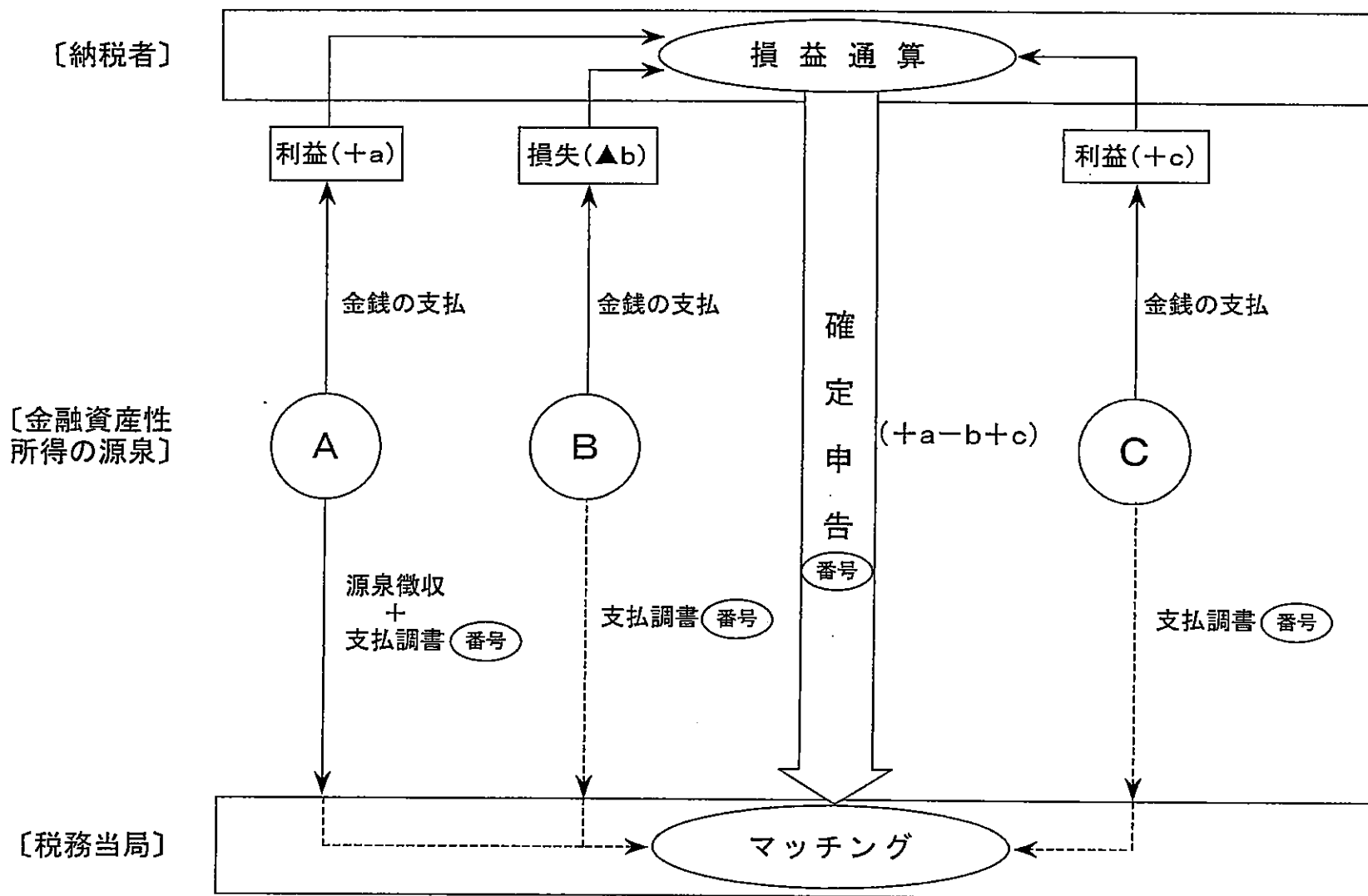
(※) 「株式等の譲渡所得」及び「配当所得」については、一定の要件の下、源泉徴収のみで納税を完了することができる(確定申告不要)。

○ 資産減失について

－ 基本的な所得税の考え方 －



金融資産性所得課税の一体化における税務執行の流れのイメージ
 ー番号を活用したマッチングー



主要国における納税者番号制度の概要（未定稿）

	番号の種類	適用業務	付番者（数）	人 口 (2001 年現在)	付番維持管理機関	付番の根拠法	実施年
ア メ リ カ	社会保障番号 (9 桁)	税務、社会保険、年金、兵役等	約4億200万人(累積数) (2000 年末現在)	2 億 8,480 万人	社会保障庁	社会保障法	1962 年
カ ナ ダ	社会保険番号 (9 桁)	税務、失業保険、年金等	約 3,153 万人 (累積数) (1997 年現在)	3,111 万人	人的資源開発省	失業保険法	1967 年
デンマーク	統一コード (10 桁)	税務、年金、住民管理、諸統計、教育等	全住民	533 万人	内務省 中央個人登録局	個人登録に関する法律	1968 年
スウェーデン	統一コード (10 桁)	税務、社会保険、住民管理、諸統計、教育等	全住民	883 万人	国税庁	人口登録制度に関する勅令・政令	1968 年
ノルウェー	統一コード (11 桁)	税務、社会保険、諸統計、教育、選挙等	全住民	451 万人	登録庁	人口登録制度に関する法律	1970 年
韓 国	住民登録番号 (13 桁)	税務、社会保障、旅券の発給等	全住民	4,734 万人	内務部	住民登録法	1993 年
シンガポール	統一コード (1 文字 8 数字)	税務、年金、車両登録等	全住民	413 万人	内務省国家登録局	国家登録法	1995 年
イ タ リ ア	統一コード (文字及び数字の組合せ)	税務、諸許認可等	約 5,000 万人 (1997 年現在)	5,795 万人	経済財政省	納税者登録及び納税義務者の納税番号に関する大統領令	1977 年
オーストラリア	統一コード (9 桁)	税務、所得保障等	約 1,250 万人 (1996 年現在)	1,949 万人	国税庁	1988 年度税制改正法	1989 年

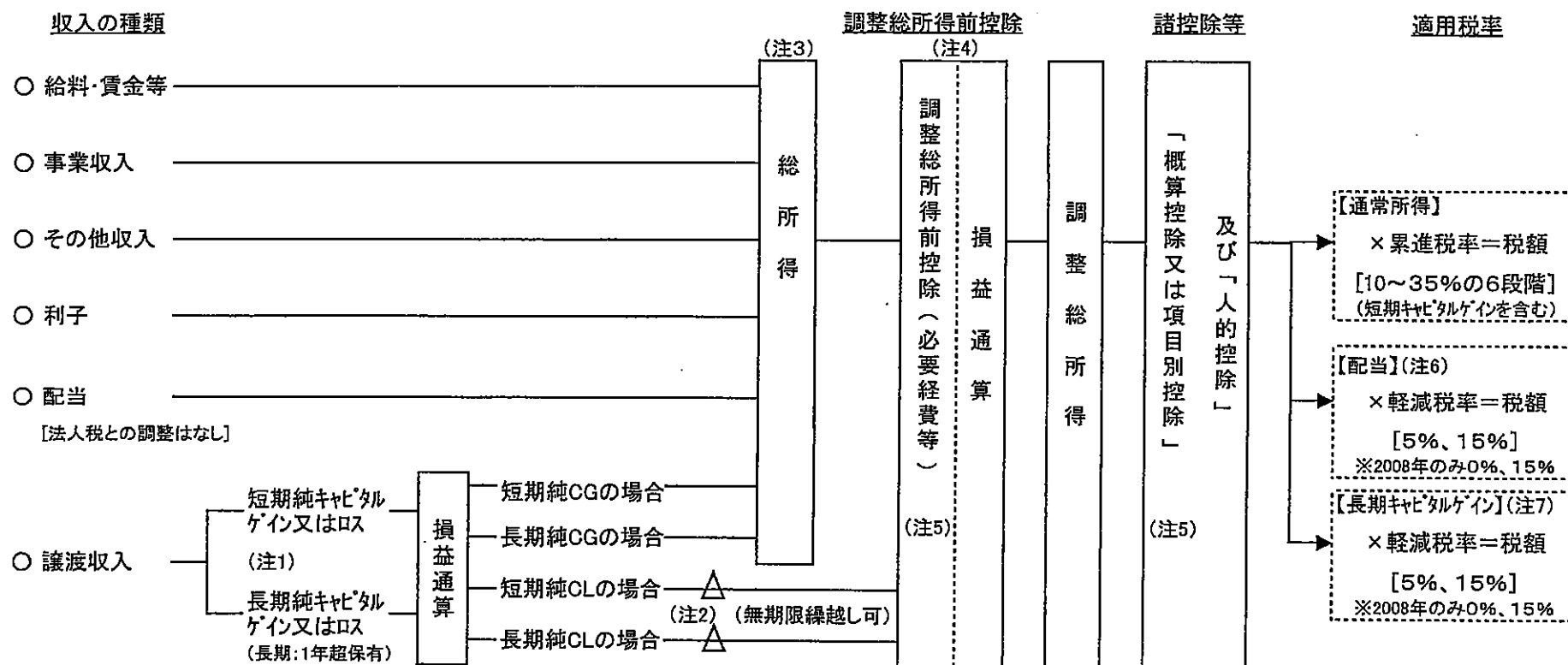
主な金融商品に係る損益について

預貯金の利子	公社債の利子	公募株式投資信託の 収益分配金	上場株式の配当
—	公社債の譲渡損益	公募株式投資信託の 譲渡損益	上場株式の譲渡損益
預貯金の元本割れによる損失 (ペイオフ等)	公社債の元本割れによる損失	会社の倒産等による 株式の無価値化	会社の倒産等による 株式の無価値化

アメリカの個人所得税(連邦税)計算の仕組み(イメージ)

未定稿

(2004年1月現在)



(注1) キャピタルゲイン・ロスに係る損益通算については、まず短期(1年以下保有)・長期(1年超保有)別に損益を計算し、次に短期純譲渡損益と長期純譲渡損益を通算する。(損益通算後、)短期純キャピタルゲインが残った場合は他の所得と合算して通常所得のブラケットに応じた通常の税率が適用され、長期純キャピタルゲインが残った場合は他の所得と合算した場合の所得ブラケットに応じて通常とは異なる軽減税率が適用される。

(注2) 損益通算後、短期純キャピタルロス、長期純キャピタルロスが生じた場合には、夫婦共同申告の場合で3,000ドル(約35万円)を限度に総所得からの控除が可能であり、短期・長期の順で総所得から控除し、控除し切れない場合には無期限の繰越しが認められる。

(注3) 原則として、全ての源泉より生じる所得は、法律上別段の定めのある場合を除き、総所得金額に含まれる(所得区分なし)。

(注4) 調整総所得前控除では、事業経費、教員経費、個人退職勘定(IRAs)掛金、転勤費用等の控除が認められている。

(注5) 支払い利子については、調整総所得前控除において事業借入利子、賃貸活動から生じた利子及び適格教育ローン利子が、項目別控除を選択した場合には適格住宅ローン利子、投資利子が、それぞれ一定の限度の下で控除が認められる。

(注6) 2003年1月1日以降に始まる課税年度より施行。但し、2009年1月1日以降に始まる課税年度より2003年ブッシュ減税前(通常税率による総合課税)に復帰。

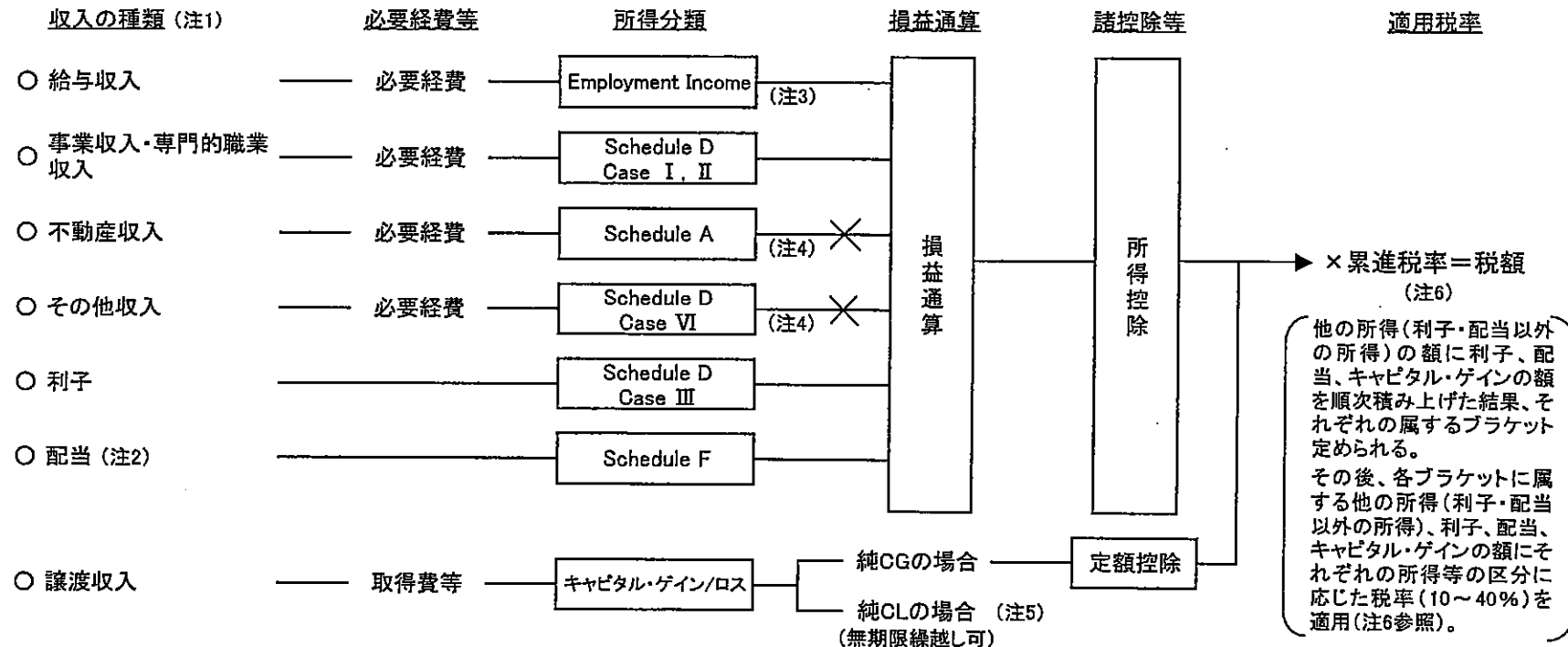
(注7) 2003年5月6日以降に終了する課税年度より施行。但し、2009年1月1日以降に始まる課税年度より2003年ブッシュ減税前(1年超保有:10%、20%、5年超保有:8%、20%(2006年以降18%))に復帰。

備考: 邦貨換算レートは、1ドル=115円(平成16年1月から平成16年6月適用の基準外国為替相場)

イギリスの個人所得税及びキャピタル・ゲイン税計算の仕組み(イメージ)

未定稿

(2004年1月現在)



(注1) 個人の「所得」については所得税が課税され、個人の「譲渡益(キャピタル・ゲイン)」についてはキャピタル・ゲイン税が課税される。

(注2) 株式の配当は、受取配当額とその10/90を課税所得に算入し、算出された税額から受取配当額の10/90を控除する。

(注3) 2003年4月5日以降、給与、年金及び社会保障給付を対象としたSchedule E という所得分類は廃止され、これらの所得は、それぞれ Employment Income、Pension Income 及び Social Security Income に分類されている(Income Tax (Earnings and Pensions) Act 2003)。

(注4) 不動産所得(Schedule A)及びその他所得(Schedule D, Case VI)に損失が生じた場合、その損失を他の所得と損益通算することは基本的に認められない。

(注5) 当期の全てのキャピタル・ゲインとキャピタル・ロス及び前期から繰り越されたキャピタル・ロスを通算し、なおキャピタル・ロス(純CL)が残る場合は、翌期以降のキャピタル・ゲインと無期限に通算することができる。

(注6) 利子・配当以外の所得、利子、配当及びキャピタル・ゲインに適用される税率はそれぞれ以下のとおり(2003年度)。

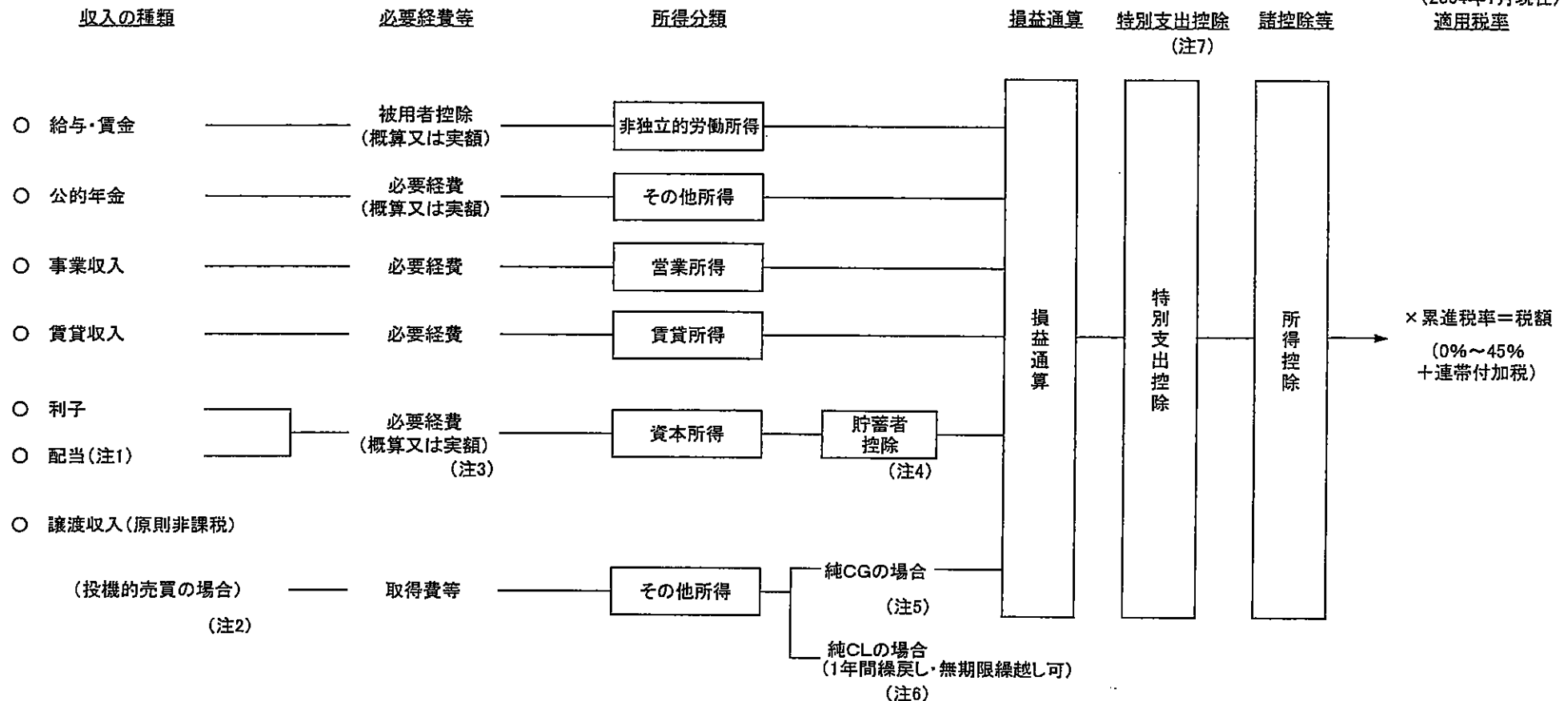
課税所得(ポンド)	利子・配当 以外の所得	利子	配当	キャピタル・ ゲイン
～ 1,960 (約 37 万円)	10%	10%	10%	10%
1,961～30,500 (約 576 万円)	22%	20%	10%	20%
30,501～	40%	40%	32.5%	40%

(備考) 邦貨換算レートは、1ポンド＝189円(裁定外国為替相場:平成15年6月から11月までの間における実勢相場の平均値)。

ドイツの個人所得税計算の仕組み(イメージ)

未定稿

(2004年1月現在)
適用税率



(注1) 株式の配当は、受取配当額の1/2を課税所得に算入する。

(注2) 1年以下保有の有価証券の譲渡、10年以下保有の土地の譲渡等については、投機的売買とみなされ課税対象となる。

(注3) 資本所得(主に利子・配当)については、年間51ユーロ(約6,700円)の必要経費の概算控除が可能(実額控除との選択が可能)。

(注4) 利子等の資本所得については、必要経費の控除後、年間1,370ユーロ(約18万円)の貯蓄者控除が存在する。

(注5) 通算後なお譲渡益がある場合(純CGがある場合)には、他の所得と合算して総合課税される(但し、年間の純CG合計額が512ユーロ(約7万円)未満までの場合は非課税)。

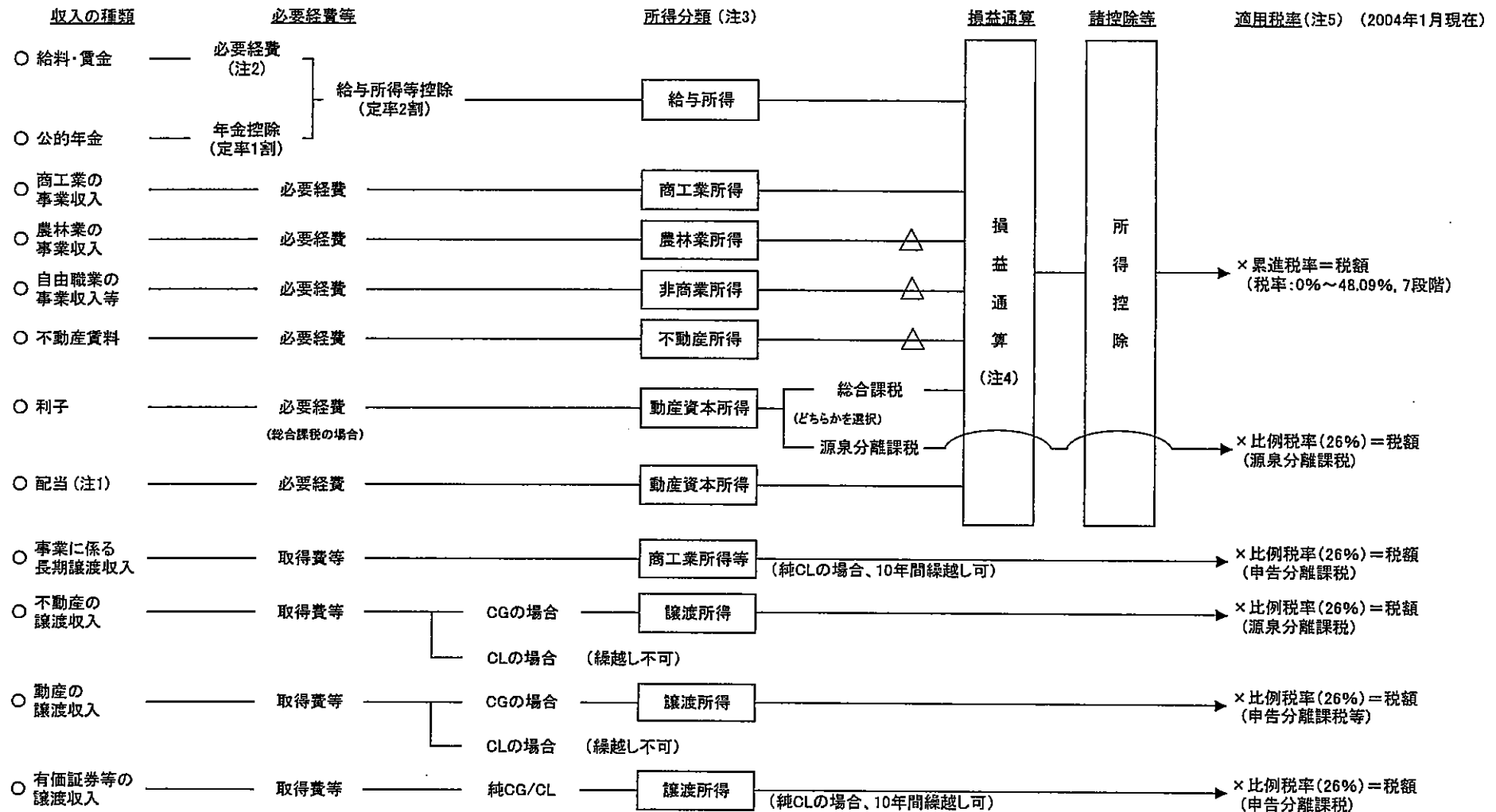
(注6) 投機的売買による譲渡損失がある場合には、投機的売買による譲渡益との間でのみ通算が可能である。投機的売買による譲渡益と譲渡損失を通算後、なお譲渡損失がある場合(純CLがある場合)には、損失の繰戻し(1年)及び繰越し(無期限)が認められる(他の所得との損益通算不可)。

(注7) 社会保険料、生命保険料、税務相談料、研修費等については、特別支出として概算又は実額による控除が認められる。

備考: 邦貨換算レートは、1ユーロ=132円(平成15年6月から11月までの間における実勢相場の平均値)

フランスの個人所得税計算の仕組み(イメージ)

未定稿



(注1) 株式の配当は、受取配当額とその1/2を課税所得に算入し、算出された税額から受取配当額の1/2を控除する。

(注2) 給料・賃金にかかる必要経費については、概算控除と実額控除の選択が可能。

(注3) 各種所得の金額及び課税所得の金額の計算上、一定の特別控除額等の適用がある場合がある。

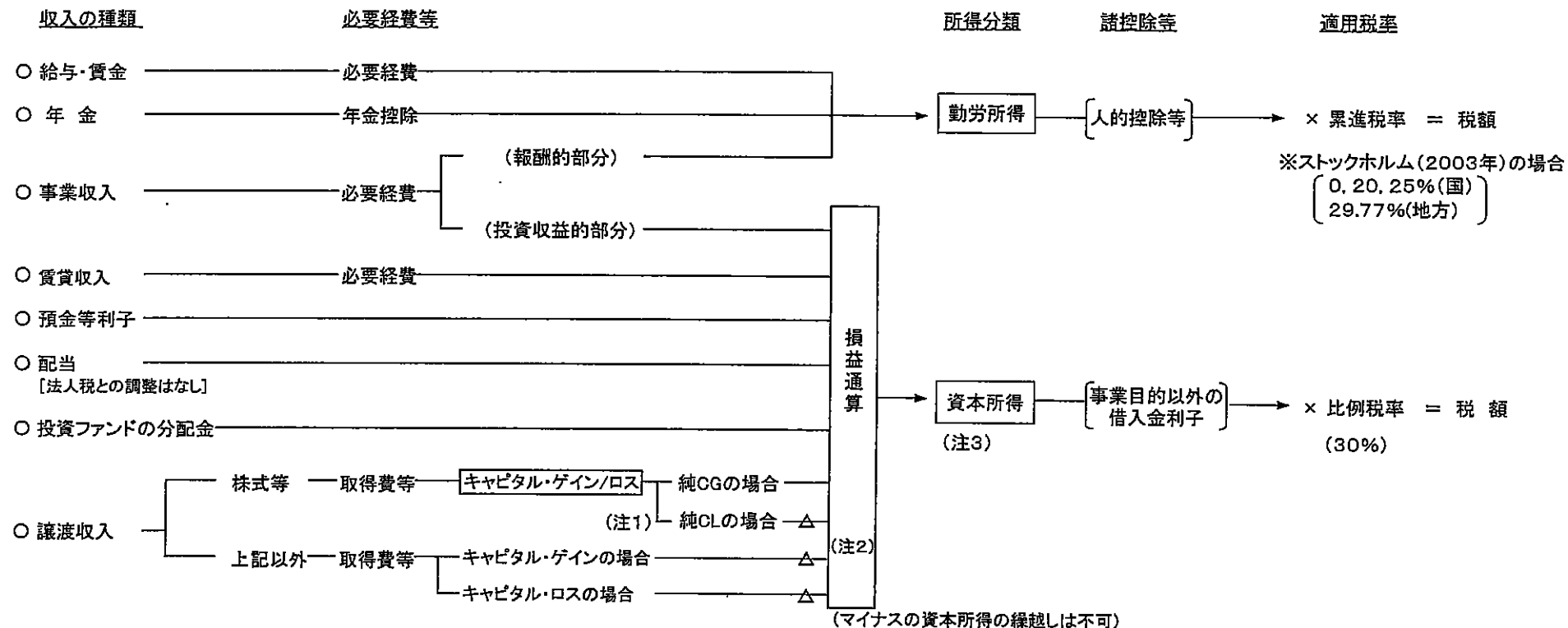
(注4) 農林業所得、非商業所得及び不動産所得に損失が生じた場合、総合課税に服する他の所得との損益通算は一定の限度の下で認められる。

(注5) 源泉分離課税及び申告分離課税の税率26%には、社会保障関連諸税(計10%)が含まれている。総合課税対象所得には累進税率に加えて、社会保障関連諸税(計8%または計10%)が別途課される。

スウェーデンの個人所得課税計算の仕組み（イメージ）

未定稿

（2002年現在）



(注1) 株式等による譲渡損失は、その全額を株式等による譲渡益と通算可能。通算しきれない損失は、その70%をその他の資本所得から控除可能。

(注2) 譲渡損益の通算が認められる範囲は、譲渡資産の区分に応じて異なる。

(注3) 資本所得内での損益通算後、なお資本所得が負となる場合、SEK10万（約140万円）まではその30%、SEK10万超はその21%を勤労所得に係る税額から税額控除可。

(注4) 一定額（単独申告の場合はSEK150万（約2,100万円）、夫婦共同申告の場合はSEK200万（約2,800万円））を超える株式、不動産等の資産に対しては、富裕税（税率：純資産額×1.5%）が別途課される。

（出典）IBFD “European Taxation Database 2003 (Release 2)”等より作成。

（備考）邦貨換算レートは、1スウェーデン・クローネ（SEK）＝14円（裁定外国為替相場：平成15年6月から11月までの間における実勢相場の平均値）。